

感染症にかかわる登園に関する意見書について（依頼）

平素は、保育園の子どもたちの健康、安全にご理解ご協力頂き厚く御礼申し上げます。
ご多忙中誠に恐縮ですが、下記の児童の疾患について意見書欄に記入の上、保護者にお渡し下さいますよう宜しくお願い致します。

（厚生労働省発行『保育所における感染症対策ガイドライン』を準用）

【医師用】

<h2 style="margin: 0;">意見書</h2>	
<p style="text-align: center;">_____ 保育園長殿</p>	<p style="text-align: center;">_____ 児童名</p>
<p style="text-align: center;">_____ 病名</p>	
<p style="text-align: center;">学校保健安全法施行規則第19条及び『保育所感染症対策ガイドライン』に基づき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日以降の登園が可能であると判断しました。</p>	
<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>	
<p style="text-align: center;">_____ 医療機関</p>	
<p style="text-align: center;">_____ 医師名</p>	<p style="text-align: center;">_____ 印又はサイン</p>

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが1日快適に生活できるよう、下記の感染症につきまして意見書を提出して頂きますようお願い申し上げます。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康、回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態からの登園であるようご配慮下さい。

◎医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	発熱後3日をけいかしてから
インフルエンザ	症状がある期間(発症後24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染症の恐れがないと認めるまで
プール熱・咽頭結膜熱(アデノウイルス)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(アデノウイルス)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を修了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(0-157、0-26、0-		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染のおそれがないと認めるまで